

実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
氷川町	若洲地区(若洲)	令和3年10月4日	-

1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	321ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積	302ha
③地区内における70才以上の農業者の耕作面積の合計	12ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	0ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	4ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	43ha
(備考)	

注1:③の「 才以上」には、地域の実情に応じて、5～10年後の農地利用を議論する上で適切な年齢を記載します。

注2:④の面積は、下記の「中心経営体」の「今後の農地の引受けの意向」欄の「経営面積」の合計から「現状」欄の「経営面積」の合計を差し引いた面積を記載します。

注3:アンケート等により、農地中間管理機構の活用や基盤整備の実施、作物生産や鳥獣被害防止対策、災害対策等に関する意向を把握した場合には、備考欄に地区の現状に関するデータとして記載してください。

注4:プランには、話合いに活用した地図を添付してください。

2. 対象地区の課題

- ・有害鳥獣による農作物被害の増加。
- ・カントリーエレベーターの利用率低下。
- ・農繁期における人手不足。
- ・農作物の価格不安定。
- ・気候変動等による農作物被害の増加。

注:「課題」欄には、「現状」を基に話合いを通じて提示された課題を記載してください。

3. 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

若洲地区の農地利用は、中心経営体である農業法人7法人、認定農業者等38経営体が担う。

注1:中心経営体への農地の集約化に関する将来方針は、対象地区を原則として集落ごとに細分化して作成することを想定していますが、その「集落」の範囲は、地域の実情に応じて柔軟に設定してください。

注2:「中心経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、経営所得安定対策の対象者となる法人や農地の利用集積を行うことが確実と市町村が判断する集落営農及び市町村の基本構想に示す目標とする所得水準を達成している経営体等が位置付けられます。

4. 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

○農地の貸付け等の意向及び農地中間管理機構の活用
貸付や売買の意向が確認された農地は、7筆、35,496㎡となっていることから、農地中間管理機構を活用した地区内の中心経営体への貸付けや売買の推進に取り組む。

○基盤整備
排水対策として用排水路の基盤整備に取り組む。

○鳥獣被害防止対策
鳥獣被害防止対策について、地区、農協、行政が一体となって対策の検討を行い、効果的な対策に取り組む。

○カントリーエレベーター
カントリーエレベーターの利用促進と地力維持を目的とした、米、麦の栽培面積拡大に取り組む。

○スマート農業
農作業の効率化、人手不足解消のための自動走行ロボットやドローン等を活用したスマート農業に取り組む。